

## 提出された御意見及び御意見に対する総務省の考え方

提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方
<p>&lt;放送事業用システムの固定局に関して&gt;</p> <p>今回示された「電波法関係審査基準の一部改正案」について賛成します。</p> <p>理由</p> <p>放送事業用のデジタルテレビジョン放送中継手段として、IF伝送方式を使用する場合に、複数波同時伝送方式を使用できることは、地上デジタルテレビジョン中継局整備を円滑に進めるために、有効な手段になると期待しています。</p> <p>そこで条件とされている「連続配置したチャンネルによる一括伝送する方式であって、サービスチャンネル信号及びパイロット信号を伝送しない方式」（2頁無線局の目的別審査基準 第5 放送関係 1放送事業用 (3)総則 エ）という部分が緩和されると、上位局からの受信波をそのまま無線伝送できることや周波数安定度を確保しやすいことから、系統も単純化されて経済性に優れ、更に規模の小さな中継局への活用拡大が期待されるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送（株）】</p>	<p>本改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p>
<p>当県では、18GHz帯無線アクセスシステムを和歌山県総合防災情報システムの通信回線の一部として使用しています。同じ周波数帯を有線テレビジョン放送事業用にも使用できるようにすることについては次のような懸念があるため、地方公共団体が使用できる周波数ブロックを増やす等の適切な対策を講じるよう要望します。</p> <p>1 県民の生命及び財産を守るための防災行政用無線局として常時使用しており、有線テレビジョン放送事業用無線局からの混信を受ければ当県の防災情報システムの運用に支障をきたす。</p> <p>2 現状では地方公共団体で使用できる周波数ブロックが4つしかないため、約100Mbpsの容量の無線通信回線として同一地域で同時に4方路までしか使用で</p>	<p>有線テレビジョン放送事業用の無線局の開設にあたっては、電波法関係審査基準 別紙2第2の2(13)ア(エ)の規定にあるとおり、地方公共団体との調整を取ることとしており、防災行政用無線局に混信が起こらないよう調整いただくことは可能です。</p> <p>なお、周波数ブロックの追加については、今後の周波数需要の増加も考慮して、施策の参考とさせていただきます。</p>

<p>きない。同じ地域で有線テレビジョン放送事業用無線局にもこの周波数帯を割り当てる場合には、使用できる周波数がさらに減ることにより、将来のシステム増設が困難となるおそれがある。</p> <p style="text-align: center;">【和歌山県 総務部危機管理局総合防災課】</p>	
<p>ケーブルテレビ事業者は、地域におけるICT推進の担い手として、地上デジタル放送の再送信、地域の情報発信元であるコミュニティチャンネルの放送、ブロードバンドサービスの提供を行っております。これらサービスは、これまで、光ファイバ、同軸ケーブルを主体とした有線を伝送媒体として利用しておりますが、今後、地域住民に安く効率的にサービスを提供するとの観点から、無線を利用することは必須と考えております。</p> <p>一方、これまで、18GHz帯無線アクセスシステムは、主に地方公共団体が公共業務用として利用しておりましたが、今後、電波有効利用の促進を行う観点からさらなる利活用を進める必要があると考えます。本改正は、地方公共団体と同様に地域の枠組みでICTサービス提供を行うケーブルテレビ事業者による利用を可能とするものであり、ICTによる地域住民の利便性向上、地域公共福祉の向上の観点で歓迎すべきことであり賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【（社）日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>本改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p>
<p>18GHz帯無線アクセスシステムの有線テレビジョン放送事業用への用途拡大等の今回の審査基準の一部を改正する訓令案は、2011年の地上デジタル放送への完全移行を促進する為に適切な改正案と考え、賛成いたします。</p> <p>しかしながら18GHz帯無線アクセスシステムでは、双方向通信の機能はあるものの、伝送帯域の制限により、ケーブルテレビのデジタル多チャンネルサービスが実現できません。このため、23.2-23.6GHz無線ケーブル配信システムについても、利用用途の拡大等についての制度的な見直しをお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【（社）日本CATV技術協会】</p>	<p>本改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>なお、23GHz帯（23.2-23.6GHz）についてのご意見については、当該周波数帯の将来の制度の検討に当たってのご要望として承ります。</p>